

介護予防・日常生活支援総合事業に関する意見及び質問

資料3-②

資料3	質問	回答
1頁	Q1. (1)対象者 イ平成29年4月1日以降に、基本チェックリストによりサービス事業対象者と判断された者について ご本人からの相談があった場合、チェックリストだけでは認知症の把握は難しいと思いますがMMSE等の検査は必要ないでしょうか。	国のQ&Aでは、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当する基準について、独自で設定することは認められない。例えば、地域包括支援センターで専門職が対応する場合は、基本チェックリストに加えて、市独自の項目を設けて評価を実施し、本人の状況を確認するための参考情報として活用することは差し支えないとされている。このことから、ご質問のMMSE等の検査について、基本チェックリストを主に担当する地域包括支援センターとともに検討します。
3頁	Q2. 表中のサービスの類型について その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)には、配食や見守りが例として掲げられています。この他に地域によって必要とされるサービスがあると思われませんが具体的に考えられているサービスはありますか。また、このサービスを受けるにあたり利用者負担はどのようになりますか。	資料でもお示したとおり現時点では、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)として実施を予定しているサービスはありません。また、利用者負担につきましては、1割・2割負担、一定額の負担等、市町村裁量です。
4頁	Q3. エ 介護予防訪問介護相当サービス費について 訪問型サービスⅢ要支援1を対象外としたのはなぜですか。(従前からの仕組みですか)	現行の介護予防訪問介護と同様の仕組みです。
5頁	Q4. オ 介護予防通所介護相当サービス費について ①通所型サービスⅠ要支援2のアンダーラインの意味は。 ②通所型サービスⅡ要支援1が対象外なのはなぜですか。(従前からの仕組みですか)	①現行の介護予防訪問介護では、要支援2の認定を受けた者は、訪問Ⅰを選択できない仕組みですが、佐倉市では選択できるように設定したため、アンダーラインにより表記しています。 ②現行の介護予防訪問介護と同様の仕組みです。
9頁	Q5. (3)訪問型サービスC(短期集中予防サービス)について どのくらいの対象者数を見込んでいるのですか。	15人程度/年間
10頁	Q6. (4)通所型サービスC(短期集中予防サービス)について どのくらいの対象者数を見込んでいるのですか。	延40人程度/年間 ※10人×4回(1回あたり3ヶ月)
19頁	Q7. 佐倉市地域介護予防活動支援事業について ①現在の補助交付決定団体数を教えてください。 ②対象となる経費に「会場費」は含まれますか。 ③審査(採択)基準はあるのですか。	①12団体です。なお、平成28年9月1日から10月31日まで介護予防活動団体の追加募集を実施しています。 ②会場費も補助対象経費としています。 ③「佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱」及び「平成28年度地域介護予防活動団体補助事業の手引き」を基に審査しています。
20頁	Q8. 7. 今後のスケジュールについて ①今年度の懇話会は9月が最終ですか。	介護予防・日常生活支援総合事業に関し、検討していただく懇話会は9月を最終と考えていますが、他の内容での懇話会開催の予定がございます。